

諮問庁：国立大学法人和歌山大学

諮問日：令和6年12月24日（令和6年（独情）諮問第157号）

答申日：令和8年10月16日（令和8年度（独情）答申第22号）

事件名：特定内容の苦情の電話に係る日時等が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年10月9日付け和大企第36号により国立大学法人和歌山大学（以下「和歌山大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、資料は省略する。

（1）審査請求の趣旨

審査請求人の求める文書を開示せよとの裁決を求める。

（2）審査請求の経緯等

ア 審査請求人は、特定年月日A、特定年月日B、和歌山大学附属特定学校から一斉送信メールにて、特定内容の連絡を受けた。

イ 審査請求人は、令和6年9月19日付で国立大学法人に対し、保護者等の送迎の苦情の文書を求め法人文書開示請求を行った。

ウ すると国立大学法人は審査請求人に対し法人文書開示決定（和大企第36号令和6年10月9日）の処分をした。

エ しかし、本件「苦情の電話」の対応には通常「苦情処理簿」等の記録が存在し、この記録が存在しないことなどありえないにもかかわらず、国立大学法人はこの開示を違法に拒み、不開示決定をした。

（3）和歌山大学の違法な不開示決定

ア 和歌山大学の法に対する認識は不明であるが、本件処分は組織的隠蔽であり、悪質である。（法1条、5条違反）。

イ 和歌山大学は国民の知る権利（日本国憲法21条）を侵害し、和歌

山大学附属特定学校と保護者との情報共有を妨害し、その連携を阻んでいる（日本国憲法 21 条違反）。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に対する諮問庁の意見

諮問庁の行った原処分は妥当であり、維持されるべきであると考えている。

2 上記意見とする理由

(1) 諮問庁における原処分の内容

審査請求人から開示請求があった法人文書は、以下の文書である。

「和歌山大学教育学部附属小学校、中学校、特別支援学校に対する苦情の電話の内、お迎え等の保護者等の自動車（2 輪、駐車、停車、運転等）に対する苦情について、日時、件数、場所、内容等がわかるもの（過去 3 年分）」

この開示請求に対し、諮問庁は請求の文書は存在しないことについて理由を付した上で不開示決定を行った。

(2) 原処分に対する審査請求人の主張

諮問庁の原処分に対し、審査請求人は、苦情の電話の対応には「苦情処理簿」等の記録が存在しないことはあり得ない旨主張し、

- ・審査請求人の求める公文書の開示せよとの裁決を求める審査請求を行っている。

(3) 審査請求人の主張に対する諮問庁の意見

審査請求を受けて、改めて和歌山大学（以下、第 3 において「本学」という。）の保有する法人文書を探索したが、本件対象文書に該当する文書の作成は行っておらず、所持していないことが確認された。

なお、過去 3 年間に行われた本学附属学校に対しての「お迎え等の保護者等の自動車」に対する苦情の電話対応業務（以下「当該業務」という。）について文書を作成していないことについて、問題は無いと考える。その理由は、次のとおりである。

本学においては、国立大学法人和歌山大学法人文書管理規則（以下「文書管理規則」という。）8 条の規定により、「教職員は（略）、本学における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに本学の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない」とされている。文書管理を行うに当たっての留意事項が記されている「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）によると、「処理に係る事案が軽微なものである場合」とは、「事後に確認が必要とされるものではなく、文書を作成しなくとも職務上支障が生じず、かつ当該事案が歴史的価値を有さないような場合であり、例えば、所掌事務に関する単なる照会・問い合わせに対する応

答、行政機関内部における日常的業務の連絡・打合せなどが考えられる。」とされている。本学附属学校において当該業務については、日常的業務の連絡・打ち合わせであり、口頭で情報共有を行いながら、適切に処理を行っており、「事後に確認が必要とされるものではなく、文書を作成しなくとも職務上支障が生じず、かつ当該事案が歴史的価値を有さないような場合であり、例えば、所掌事務に関する単なる照会・問い合わせに対する応答、行政機関内部における日常的業務の連絡・打合せなど」に該当すると判断している。

よって、当該業務については、文書を作成していなくても問題は無いと考える。

(4) 結論

以上のことから、本件対象文書は保有しておらず、原処分は妥当であり、維持すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年12月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和8年7月27日 審議
- ④ 同年9月2日 審議
- ⑤ 同年10月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書を保有していないことについて、当審査会事務局職員をして、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 電話による苦情対応は、内容が問合せや意見に近いもの、一時的な騒音やマナーに関する指摘など、日常的な業務の範囲で対応する場合は、文書管理規則8条における処理に係る事案が軽微なものに該当するとして、文書を作成していない。仮に電話を受けた職員が個人的なメモ等を作成していたとしても、日常的な業務の範囲で対応する場合は、法人文書として扱うものではない。

なお、電話による苦情への対応方針は、電話を受けた者が教頭に報

告し、教頭から副校長及び校長に報告・協議を行い判断しているが、全て口頭により報告・協議を行っている。

また、電話を契機として、文書による回答など組織としての意思決定を要する事案が生じた場合には、法人文書ファイルとして整理することとしているが、過去３年間ににおいてはそのような事案はなく、文書を作成していない。

イ 本件開示請求を受け、改めて本学附属学校の事務室や職員室を探索したが、本件対象文書に該当する法人文書の存在は確認できなかった。

(2) 以下、検討する。

当審査会において、諮問庁から、文書管理規則の提示を受けて確認したところ、その内容は、諮問庁の上記（１）アの説明のとおりであると認められる。

上記第３及び（１）アの諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

また、上記（１）イの探索の範囲等が不十分であるともいえない。

したがって、和歌山大学において、本件対象文書を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部を開示しないときは、法９条２項に基づき当該決定をした旨の通知をしなければならず、この通知を行う際には、行政不服審査法８２条１項に基づく教示のほか、行政事件訴訟法４６条１項に基づく取消訴訟等の提起に関する事項の教示を書面で行うことが必要である。

取消訴訟等の提起に関する事項の教示の制度は、処分の相手方に対して、取消訴訟等で争う方法について、適切な情報を提供し、権利利益の救済を得る機会を十分に確保するために設けられているものである。

原処分に係る法人文書不開示決定通知書を見ると、当該取消訴訟等の提起に関する事項の教示は認められない。

この教示の不備は、行政事件訴訟法の規定に反した不適切な措置であったと認められ、今後は、教示制度の趣旨を理解した上での適切な対応が望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、和歌山大学において本件対象文書を保有して

いるとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 市木政昭、委員 石川千晶、委員 大江裕幸

別紙（本件対象文書）

和歌山大学教育学部附属小学校、中学校、特別支援学校に対する苦情の電話の内、お迎え等の保護者等の自動車（２輪、駐車、停車、運転等）に対する苦情について、日時、件数、場所、内容等がわかるもの（過去３年分）